

船橋市立芝山中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月 改定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義と認知)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。「けんかやふざけ合い」であっても、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目していじめか否かを判断する。教職員は、いじめの定義を正しく理解し、個々の行為がいじめに該当するかどうかを主観的に判断せず、組織として正確に認知することに努める。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。 **全ての生徒が、いじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、自分がいじめを受けた場合や見つけた際に行動できる力を身に付けることで、誰もがいじめの当事者とならない環境を整える。**

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組み、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。また、いじめの重大化を防ぐため、平時からの備えを徹底し、関係機関と緊密に連携する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間や日常の時間等を利用し、生徒の自主的ないじめ防止活動を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を **年3回**実施するとともに、意見箱の設置等のその他の必要な措置を講ずる。
- ・ いじめ調査実施後、**すみやかに**担任との面談を実施する。**また、その内容について、いじめ対策委員会で検討する。**
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・ 文部科学省が提供する研修動画教材や留意事項集を活用し、年間計画に基づいた校内研修を定期的実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 情報の匿名性や拡散性を踏まえ、「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアルを活用した啓発活動やスマホ安全教室を実施する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・ いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
<構成員> 校長、教頭、生徒指導主事、主幹教諭、養護教諭、学年主任、(各学年の生活指導)、(SC)
<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・ いじめ事案に対する対応に関すること。
<開催> 月1回 **(月初めの学年主任会)**を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 悪質と思われるいじめについては、教育委員会と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

重大事態への対処 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日等）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会および国へ速やかに報告する。
- ② 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」に基づき、適切に調査組織を設置し、チェックリスト等を活用して事実関係を明確にする。
- ③ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ・ いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・ いじめを防止するための取組に関すること。

いじめの防止等のための具体的な活動事項

令和8年4月 改定

| 時期 | 活動内容（●；職員 ○；生徒 ◇；保護者） |
|---|--|
| 生徒会（通年） | ○いじめゼロ宣言 ○あいさつ運動 |
| 校内いじめ対策委員会は通年，月初めの学年主任会で開催 （4月に「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定） | |
| 4月 | ●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 本校年間計画をもとに、生徒指導部会（教育相談・特別支援教育）・教科部会（特に道徳・学校人権教育）・特別活動指導部（生徒会活動）において「いじめ防止」に関する内容の確認を行い加除訂正する。 ●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修 ◇学級懇談会で保護者への「本校いじめ防止」についての説明と啓発につとめる。 ●○個人ノートの開始で生徒理解を深める。 ○SOSの出し方教育動画を視聴する。 ○新入生歓迎会などを通して思いやりの心を育てる。 ○講演会でネットいじめの現実を紹介し注意喚起（青少年センター） ◇保護者会を通じて、いじめの早期発見 |
| 5月 | ○校外学習で協力する心を育む ○修学旅行で協力する心を育む |
| 6月 | ●○前期教育相談アンケートの実施と担任による教育相談でいじめの早期発見 ●いじめアンケート①の実施 |
| 7月 | ●いじめアンケート①で担任による即時対応 ○いじめ防止の啓発活動 |
| 8月 | ●部活動顧問同士で部活動内の生徒の状況の把握 ●夏季休業の生徒指導、保護者との連携 |
| 9月 | ●夏季休業中の生徒の状況共有。 |
| 10月 | ●○後期教育相談アンケートの実施と担任による教育相談でいじめの早期発見 ○SUN祭（合唱祭）で協力する心を育む ○体育祭で協力する心を育む，保護者への参加協力 |
| 11月 | ●いじめアンケート②で担任・当該学年による即時対応 ●◇保護者面談等を通じていじめの早期発見 |
| 12月 | ●冬季休業の生徒指導、保護者との連携 |
| 1月 | ●学校評価アンケートを保護者に配布 ◇新入生保護者説明会でスマホ安全教室の実施 |
| 2月 | ●いじめアンケート③で担任・当該学年による即時対応 ○いじめ防止の啓発活動 ●評価アンケートをまとめて対応策の検討 |
| 3月 | ●次年度への対応協議 |